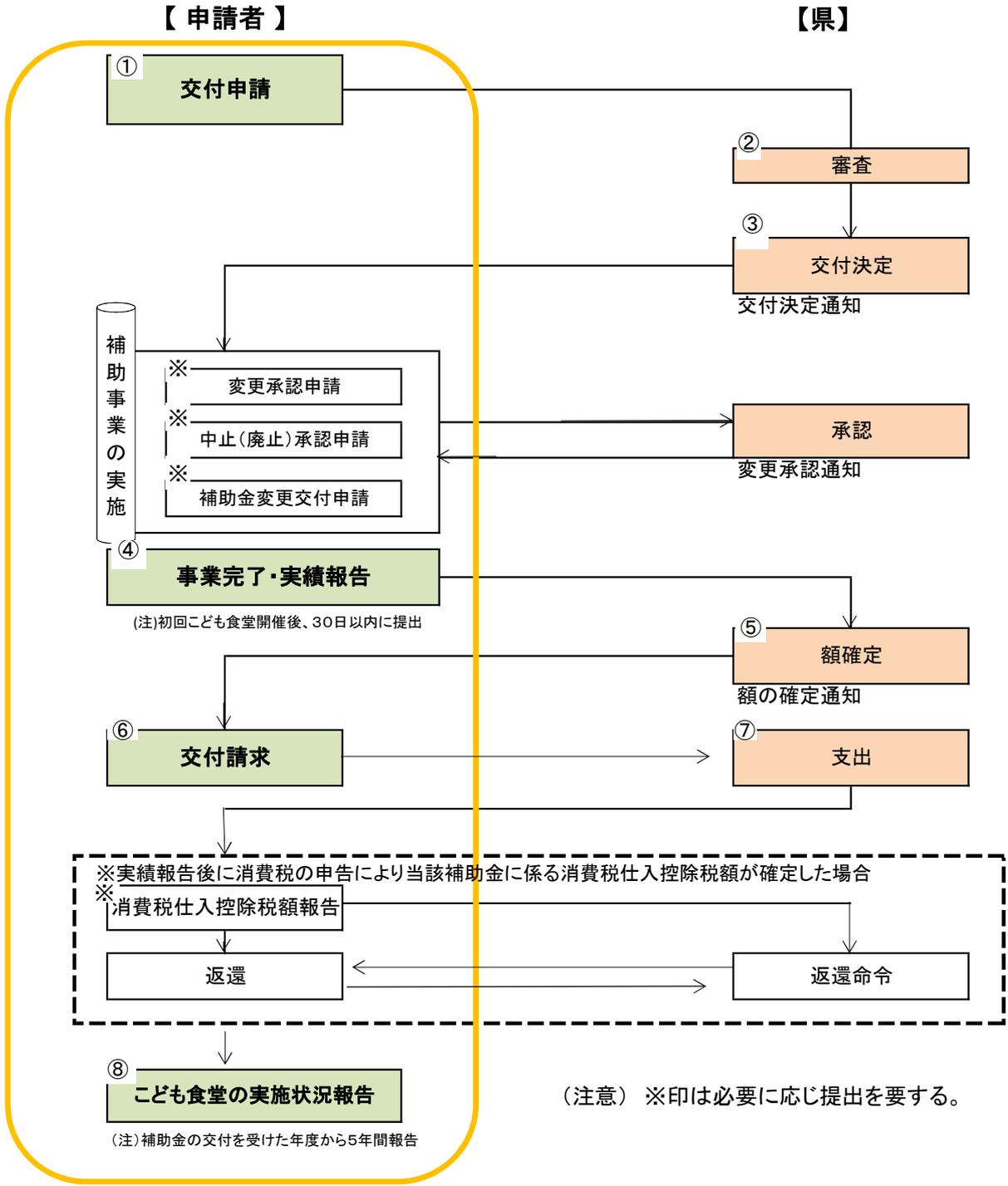


# 和歌山こども食堂支援事業の流れ

【申請先】 和歌山市の方→県こども未来課  
その他の地域の方→最寄りの各振興局地域づくり課



(注意) ※印は必要に応じ提出を要する。

※ 財産処分

- 【注意】**
- ・取得財産等管理台帳(要綱 別記第6号様式)を作成
  - ・取得又は効用の増加した財産の管理、運用
  - ・補助金の収支に関する帳簿及び関係書類の保管(5年間)